

予土線サイクルトレイン利用促進事業委託業務
仕 様 書

1 事業目的

愛媛県南予地域（宇和島市、松野町、鬼北町）及び高知県西部地域（四万十市、四万十町）を運行している予土線サイクルトレインの魅力をはじめ、予土県境の観光の魅力メディア等を通じ、広く発信する。

2 事業期間

契約締結の日から令和2年2月末まで

3 事業費

1,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。上限額）

4 委託業務

(1) 業務内容

予土線サイクルトレイン利用促進及び予土県境の観光のPR。

- フォロワー数の多いブロガーやユーチューバーによる発信、ターゲットを明確にした SNS 広告や雑誌への記事の掲載等、高い広報効果が期待できる情報発信方法であること。
- 情報発信にあたっては、以下の2点に重点を置いて企画・実施すること。
 - ・予土県境を観光コンテンツとして広く認知してもらうための周知。
 - ・予土県境及び予土線サイクルトレインへの効果的な誘導、周知。
- テレビ番組や新聞掲載の場合は、愛媛県又は高知県のみでの配信とならないようにすること（両県以外の都道府県のみとなることは可とする）。
- 地域のバランスに配慮すること。
- 平成30年度に予土県境地域連携実行委員会が作成した、下表の映像の配信についてもPRすること。

タイトル	形式	時間	URL
予土線サイクルトレイン 宇和島市編	MP4	7分16秒	https://www.youtube.com/watch?v=LWt5TVLocTY
予土線サイクルトレイン 鬼北・松野・四万十市編	MP4	7分26秒	https://www.youtube.com/watch?v=_8oREdife8M
予土線サイクルトレイン 四万十町編	MP4	7分6秒	https://www.youtube.com/watch?v=F_q214t13S0

(2) 成果品の提出

- ① 受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書（様式任意）を提出すること。同報告書には、委託事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1部

○提出先 予土県境地域連携実行委員会サイクルトレイン担当（愛媛県経済労働部観光交流局観光物産課観光まちづくりグループ）

②映像を作成する場合は、DVDプレイヤー及びパソコンで再生可能な形式で提出すること。

③予土県境地域連携実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、予土県境地域連携実行委員会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

①素材の第三者への使用許諾は、予土県境サイクルトレインの利用促進に資し、適当と認められる場合に限り、予土県境地域連携実行委員会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた映像等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、予土県境地域連携実行委員会と受託者で協議のうえ処理することとする。

6 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行するうえで、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

7 その他留意事項

(1) 受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、予土県境地域連携実行委員会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ予土県境地域連携実行委員会と協議のうえ処理するものとする。